

議案第 2 号

沖縄県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則
について

沖縄県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を別紙の
とおり定める。

平成17年3月18日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会が取り扱う個人情報の保護 に関する規則

沖縄県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成7年沖縄県教育委員会規則第6号）の全部を改正する。

沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第 号）の規定に基づく沖縄県教育委員会が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年 沖縄県規則第 号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

概 要 説 明

総 務 課

1 制定の経緯及び必要性

(1) 沖縄県個人情報保護条例（以下「条例」という。）の全部改正（平成17年4月1日施行）がなされるが、その主な改正の内容は以下のとおりである。

ア 対象実施機関に公安委員会及び警察本部長を加える。これにより全ての執行機関が実施機関となる。

イ 利用停止請求権を新設する。

ウ 個人情報保護審査会の権限、審査手続等について整備する。

エ 職員等による個人情報の漏えい等に対する罰則規定を新設する。

(2) 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の改正（平成17年4月1日制定）

条例はその施行に関し、規則において必要な事項を定めることができる委任規定を設けている。

今回は条例改正に伴って、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則も全面改正される。

(3) 沖縄県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則について

教育委員会では、個人情報の保護について、『沖縄県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則』の中で、「知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の例による」と規定している。

前述のとおり今回知事部局において、『知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則』が全部改正されたため、教育委員会においても規則を改める必要がある。

2 案の概要

沖縄県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を全部改正することとし、保有個人情報の保護等については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の例によると規定する。

3 添付資料

(1) 新旧対照表

(2) 沖縄県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（現行）

(3) 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（改正案）

沖縄県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則	
改正案	現行
<p>沖縄県個人情報保護条例(平成17年沖縄県条例第 号)の規定に基づき沖縄県教育委員会が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成17年沖縄県規則第 号)の規定の例による。</p> <p>附 則 この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p>	<p>沖縄県個人情報保護条例(平成6年沖縄県条例第33号)の規定に基づき沖縄県教育委員会が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成7年沖縄県規則第25号)の規定の例による。</p> <p>附 則 この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p>

沖縄県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

平成7年3月31日

教育委員会規則第6号

沖縄県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

沖縄県個人情報保護条例(平成6年沖縄県条例第33号)の規定に基づく沖縄県教育委員会
が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平
成7年沖縄県規則第25号)の規定の例による。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

○知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則

平成17年3月 日
規則第 号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(知事が定める法人の告示)

第2条 知事は、条例第4条第2項の規定により法人を定め、又は変更したときは、速やかに告示するものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、第1号様式によるものとする。

2 条例第6条第2項第9号に規定する実施機関が定める事項は、次に事項とする。

(1) 個人情報取扱事務の登録年月日と変更年月日

(2) 個人情報の記録媒体

(3) 委託等の状況

(保有個人情報開示請求書等)

第4条 条例第14条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書（第2号様式）とする。

2 保有個人情報開示請求書には開示請求に係る保有個人情報について次に掲げる事項を記載させることができる。

(1) 求める開示の実施方法

(2) 保有個人情報が記載されている公文書の写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

3 前項第1号において「開示の実施の方法」とは、文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については第12条第1項に規定する方法をいう。

(開示請求における本人確認手続等)

第5条 開示請求をする者は、知事に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードその他法令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求する者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類

2 開示請求書を知事に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のいずれか複数を複写機により複写したものを実施機関に提出すれば足りる。

3 条例第13条第2項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を知事に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその

資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を知事に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
(補正の手続)

第6条 条例第14条第3項、第30条第3項及び第38条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(第3号様式)によるものとする。

2 前項の補正通知書を受けた者が当該補正を行うときは、補正書(第4号様式)によるものとする。

(条例第15条第2号ウの規則で定める職)

第7条 条例第15条第2号ウの規則で定める職は、警察法(昭和29年法律第162号)第34条第1項及び第55条第1項に規定する警察職員のうち、同法第62条に規定する警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第8条 条例第19条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 保有個人情報の開示をする旨の決定をしたとき 保有個人情報開示決定通知書(第5号様式)

(2) 保有個人情報の一部を開示をする旨の決定をしたとき 保有個人情報部分開示決定通知書(第6号様式)

2 条例第19条第2項各号に規定する保有個人情報の全部を開示しない旨の決定に係る通知は、保有個人情報不開示決定通知書(第7号様式)によるものとする。

(開示決定等の期間の延長通知所等)

第9条 条例第20条第2項の書面は、保有個人情報開示決定期間延長通知書(第8号様式)とする。

2 条例第21条の書面は、保有個人情報開示決定期間特例延長通知書(第9号様式)とする。
(事案移送通知書)

第10条 条例第23条第1項の書面は、事案移送通知書(第10号様式)とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第11条 知事は、条例第24条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第24条第1項に規定する実施機関の規則で定める事項は、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限とする。

3 条例第24条第1項及び第2項の書面は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(第11号様式)とする。

4 条例第24条第2項に規定する実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 条例第24条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

5 条例第24条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書(第12号様式)により行うものとする。

6 条例第24条第3項の書面は、保有個人情報を開示した旨の通知書(第13号様式)とする。
(開示の実施方法等)

第12条 条例第25条第1項に規定する実施機関の規則等で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 当該電磁的記録がビデオテープ若しくははビデオディスク又は録音テープ若しくは録音ディスクに記録されているとき 視聴又は複製物の交付の方法

(2) 当該電磁的記録が前号に掲げる記録媒体以外の記録媒体に記録されているとき 当該

電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものを視聴させ、又はフロッピーディスク、光ディスク、光磁気ディスクその他の記録媒体に複製することが容易であるときは、視聴又は複製物の交付の方法により開示を行うことができる。

3 条例第25条第3項に規定する書類は、開示を受けようとする保有個人情報に係る保有個人情報開示決定通知書及び第5条第1項各号に掲げる書類のいずれかとする。

4 保有個人情報開示決定通知書及び保有個人情報部分開示決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された日時及び場所において、当該通知に係る保有個人情報の開示を受けるものとする。

5 知事は、開示決定を受けた者で保有個人情報の閲覧又は視聴をする者が当該閲覧又は視聴に係る個人情報を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

6 保有個人情報が録されている公文書の写し又は複製物の交付をするときの部数は、開示決定に係る保有個人情報1件につき1部とする。

(開示請求及び開示の特例)

第13条 知事は、条例第26条第1項の規定により口頭による開示請求をすることができる保有個人情報を定めたときは、当該個人情報の内容並びに口頭による開示請求をすることができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第26条第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 口頭による開示請求に係る保有個人情報の本人であることを確認する書類は、第5条第1項に掲げる書類とする。

(2) 開示の方法は、閲覧又は視聴とする。

(費用の納入)

第14条 条例第28条に規定する写しの作成に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第28条に規定する費用は、あらかじめ納入しなければならない。

(保有個人情報訂正請求書)

第15条 条例第30条第1項に規定する訂正請求は、保有個人情報訂正請求書(第14号様式)によるものとする。

(訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用)

第16条 第5条(第4項及び第5項を除く。)の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、同条第3項中「第13条第2項」

とあるのは、訂正請求については「条例第29条第2項」と、利用停止請求については「条例第37条第2項」と読み替えるものとする。

(訂正決定通知書等)

第17条 条例第32条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(第15号様式)により行うものとする。

2 条例第32条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(第16号様式)によるものとする。

3 条例第33条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定期間延長通知書(第17号様式)によるものとする。

4 条例第34条の書面は、保有個人情報訂正決定期間特例延長通知書(第18号様式)によるものとする。

5 条例第35条第1項の書面は、訂正請求事案移送通知書(第19号様式)とする。

6 条例第36条の書面は、訂正通知書(第20号様式)とする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第18条 条例第38条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書(第21号様式)によるもの

とする。

(利用停止決定通知書等)

第19条 条例第38条第1項の書面は保有個人情報利用停止決定通知書(第22号様式)によるものとする。

2 条例第38条の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書(第23号様式)により行うものとする。

3 条例第38条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(第24号様式)により行うものとする。

4 条例第38条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第25号様式)によるものとする。

(開示を受けたことの確認)

第20条 知事は、訂正請求又は利用停止請求に係る個人情報が開示を受けたものであることを確認するため必要があると認めるときは、訂正請求又は利用停止請求をしようとする者に対し、個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書の提示を求めることができる。

(審査会に諮問した旨の通知)

第21条 条例第44条の規定による通知は、審査会諮問通知書(第26号様式)によるものとする。

(異議申立て等に係る保有個人情報の開示に関する通知書)

第22条 条例第45条において準用する条例第24条第3項の規定による通知は、保有個人情報を開示決定した旨の通知書(第13号様式)によるものとする。

(運用状況の公表)

第23条 条例第42条に規定する運用状況の公表は、沖縄県公報に登載することにより行うものとする。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、知事が取扱う個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。